



# 6月のお知らせ



## STOP!ATMでの携帯電話

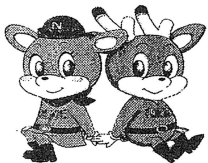
本年4月末現在、県内における特殊詐欺の被害総額は1億円を超えるなど極めて深刻な情勢にあります。特に「役所職員を騙り、介護保険料などの払戻金があると称してATMへ誘導させる「還付金詐欺」の手口が多発しています。

この手口は、犯人からATMの操作方法を指示されることから、携帯電話で通話しながらATMを操作している高齢の方が来店した場合、特殊詐欺被害者の可能性があります。

県警察では特殊詐欺から県民を守るため、ATMコーナーでの通話の自粛を呼びかける「STOP!ATMでの携帯電話」の取組を実施しておりますので引き続き、

- 携帯電話で通話するお客様へのお声掛け
- 「ATMで携帯電話は使用しない」ことを防犯マナーとする機運の醸成に努めていただきますよう、ご協力をお願いします

携帯電話で通話しながらATMを操作している人は詐欺被害の可能性  
～発見された場合はお声掛けと警察への通報をお願いします～



## 詐欺にあわないための合い言葉 渡すなキャッシュカード!教えるな暗証番号!

### ☆ クロスボウは所持禁止です!

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が原則禁止・許可制となります。

改正法の施行後、不法に所持した場合、罪に問われます!

(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金) ※改正法は、令和4年3月15日に施行されました。

- 銃刀法の規制対象となるクロスボウとは?  
引いた弦を固定し、これを解放することによって発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。
- 自宅などにクロスボウを所持している場合は?  
改正法の施行後6か月の間(令和4年9月14日まで)に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。  
(令和4年9月14日までにこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。)
- 具体的な処分方法は?  
最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。  
(処分の依頼は施行前でも受け付けています。)

